

ご存知ですか

無料調停手続相談会

お気軽にご相談ください

◆ 調停手続の案内に限ります（法律相談、調停は行いません。）

◆ 相談には調停委員（弁護士資格を有する調停委員を含む。）

<相談内容>

- ① 金銭の貸し借り、交通事故の損害、近隣のもめごと、建物の明渡し、賃金の不払いに関する問題など民事関係全般
- ② 夫婦の問題（離婚等）、親子間の問題、遺産や相続に関する問題など家事関係全般

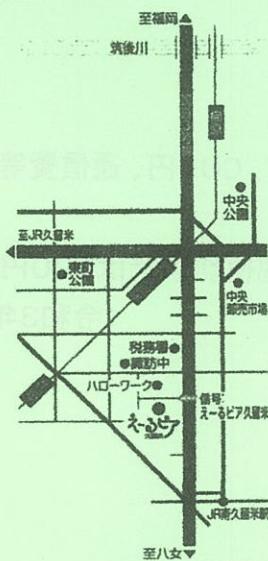
※ 相談内容などの秘密は厳守されます

日 時：令和4年2月20日（日）午前10時00分～午後3時00分

場 所：えーるピア久留米（2階 201, 202, 203, 204 学習室）

久留米市諫訪野町1830-6 0942-30-7900

受付時間 午前10時00分～午後2時30分



■徒歩：西鉄久留米駅から約10分(約700m)

■バス：西鉄久留米駅から約5分

JR久留米駅から約20分

「税務署前」下車 徒歩5分

■駐車場(有料)はございますが、おいで際はなるべく公共交通機関をご利用ください。

◎ 予約などの申し込みは必要ありません。直接会場へお越しください。

主 催 久留米調停協会 0942-38-8300

(問い合わせ時間 平日 午前9時～午後2時)

共 催 久留米市

調停とは

○調停とはどういったものですか

調停は、裁判所の調停室において、調停委員会が間に立ち、当事者間の争いを話し合いで適切に解決しようという国の制度です。

○調停ではどのようなものを取り扱うのですか

調停では、夫婦関係、親子問題、相続など、また、金銭の貸し借り、土地・建物、労働問題、交通事故、賃貸借のトラブル、その他の紛争を取り扱います。

○調停はどのように進められるのですか

調停は、相手方を話し合いのテーブルに着かせるのに有効です。

調停は、非公開で行われますので、プライバシーが守られます。

調停委員会が、当事者双方から事情を尋ね、意見を聴き、双方が納得のうえ、妥当な解決ができるように努めます。

○調停を申し立てるにはどうしたらよいですか

調停の手続は簡単です。

調停申立て用の書式は裁判所の窓口に備えていますので、調停申立てから終了まですべて自分で出来ます。

○調停で話がついたらどうなりますか

調停でまとまった内容は、調停調書が作成され、判決と同様の効力があります。

○調停費用はいくらぐらいかかりますか

調停費用は、裁判費用に比べて安くすみます。

例えば、民事調停事件で20万円の賃金請求の場合の手数料は、1,000円、通信費等のために使用する郵便切手代は800円程度です。

家事調停事件の手数料は1,200円、通信費等のために使用する郵便切手代は800円程度です。

(令和3年4月現在)